

# デジタル改革関連法案の全体像

- ✓ 流通するデータの多様化・大容量化が進展し、データの活用が不可欠
- ✓ 悪用・乱用からの被害防止の重要性が増大
- ✓ 新型コロナウイルス対応においてデジタル化の遅れが顕在化
- ✓ 少子高齢化や自然災害などの社会的な課題解決のためにデータ活用が緊要

## デジタル社会形成基本法案※IT基本法は廃止

- ✓ 「デジタル社会」の形成による我が国経済の持続的かつ健全な発展と国民の幸福な生活の実現等を目的とする
  - ✓ デジタル社会の形成に関し、基本理念及び施策の策定に係る基本方針、国、地方公共団体及び事業者の責務、デジタル庁の設置並びに重点計画の策定について規定
- (IT基本法との相違点)
- ・ 高度情報通信ネットワーク社会 → データ利活用により発展するデジタル社会
  - ・ ネットワークの充実 + 国民の利便性向上を図るデータ利活用 (基本理念・基本方針)
  - ・ デジタル庁の設置 (IT本部は廃止)
- ⇒ デジタル社会を形成するための基本原則 (10原則) の要素も取り込んだうえで、デジタル社会の形成の**基本的枠組み**を明らかにし、これに基づき施策を推進

## デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律案

- ✓ 個人情報関係3法を**1本の法律に統合**するとともに、地方公共団体の制度についても**全国的な共通ルール**を設定、所管を個人情報委に一元化 (個人情報保護法改正等)
  - ✓ 押印・書面手続の見直し (押印・書面交付等を求める手続を定める48法律を改正)
  - ✓ 医師免許等の国家資格に関する事務へのマイナンバーの利用の範囲の拡大 (マイナンバー法等改正)
  - ✓ 郵便局での電子証明書の発行・更新等の可能化 (郵便局事務取扱法改正)
  - ✓ 本人同意に基づく署名検証者への**基本4情報**の提供、電子証明書のスマートフォンへの搭載 (公的個人認証法改正)
  - ✓ 転入地への**転出届**に関する情報の事前通知 (住民基本台帳法改正)
  - ✓ **マイナンバーカード**の発行・運営体制の抜本的強化 (マイナンバー法、J-LIS法改正)
- ⇒ 官民や地域の枠を超えた**データ利活用**の推進、**マイナンバーの情報連携**促進、**マイナンバーカード**の利便性の向上・普及促進及びオンライン手続の推進、**押印等を求める手続の見直し**等による国民の手続負担の軽減等

## デジタル庁設置法案

- ✓ 強力な総合調整機能 (勸告権等) を有する組織。基本方針策定などの企画立案、国等の情報システムの統括・監理、重要なシステムは自ら整備
  - ✓ 国の情報システム、地方共通のデジタル基盤、マイナンバー、データ利活用等の業務を強力に推進
  - ✓ 内閣直属の組織 (長は内閣総理大臣)。デジタル大臣のほか、特別職のデジタル監等を置く
- ⇒ デジタル社会の形成に関する**司令塔**として、**行政の縦割りを打破**し、行政サービスを抜本的に向上

## 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律案

- ✓ 希望者において、**マイポータル**からの登録及び金融機関窓口からの口座登録ができるようにする
  - ✓ 緊急時の**給付金**や**児童手当**などの公金給付に、登録した口座の利用を可能とする
- ⇒ 国民にとって**申請手続の簡素化・給付の迅速化**

## 預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理等に関する法律案

- ✓ **本人の同意**を前提とし、一度に**複数の預貯金口座**への付番が行える仕組みや、**マイポータル**からも登録できる仕組みを創設
  - ✓ **相続時**や**災害時**において、**預貯金口座の所在**を国民が確認できる仕組みを創設
- ⇒ 国民にとって**相続時や災害時の手続負担の軽減**等の実現

## 地方公共団体情報システムの標準化に関する法律案

- ✓ 地方公共団体の基幹系情報システムについて、**国が基準**を策定し、**当該基準に適合したシステムの利用**を求める法的枠組みを構築
- ⇒ 地方公共団体の**行政運営の効率化・住民の利便性向上**等